

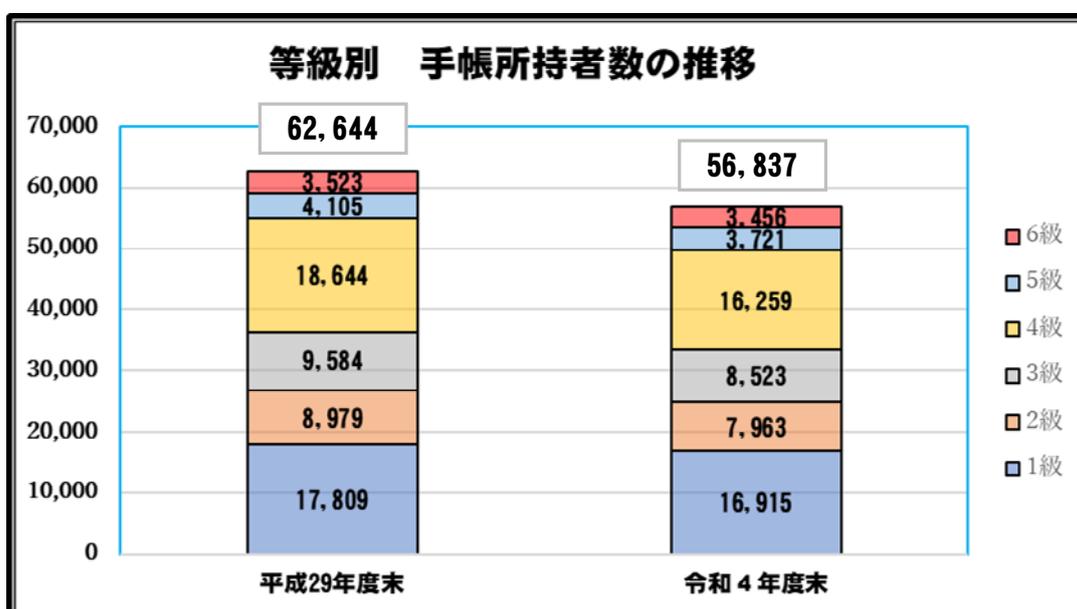
第1章 総論

1 障がい者の現状

(1) 身体障がい者

本県における身体障害者手帳交付者数は、令和4年度末現在で56,837人です。これを人口千人当たりの人数で見ると、54.5人となります。

また、前回計画策定時点（平成29年度末62,644人）と比較して9.3%減となっています。

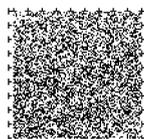


身体障がい者を等級別で見ると、令和4年度末現在で、重度の身体障がい者（1級・2級）が43.8%となっています。

重度の身体障がい者は、前回計画策定時点（平成29年度末42.8%）と比較して1.0%増となっています。

年齢別で見ると、令和4年度末現在で、18歳未満が1.6%、18歳以上65歳未満が21.5%、65歳以上が76.9%となっており、障がいのある高齢者の割合が大きくなっています。

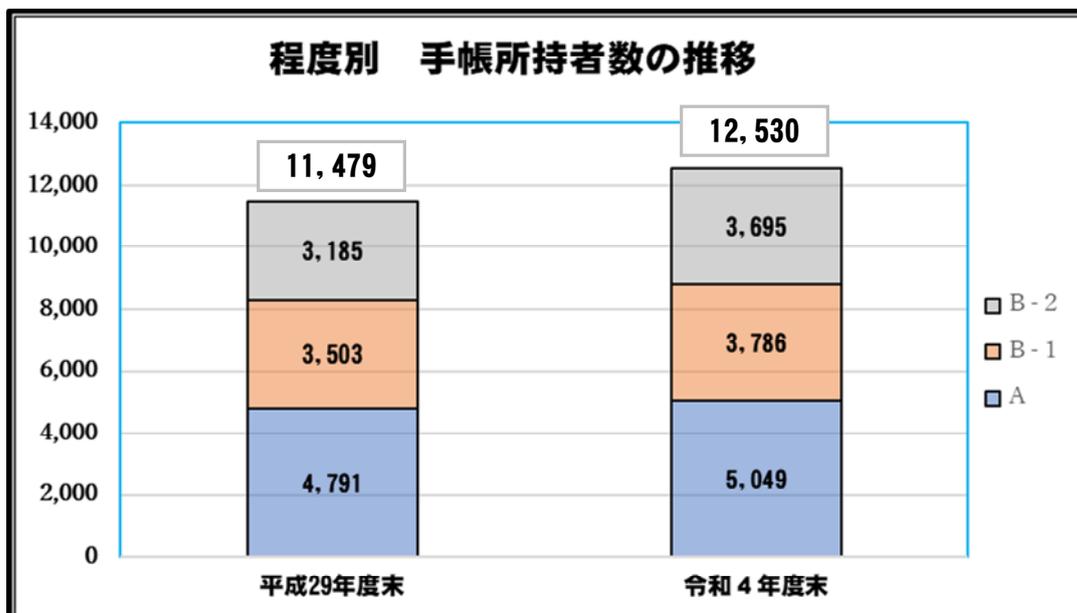
主たる障がい種別で見ると、令和4年度末現在で、肢体不自由が50.3%、内部障がいが33.5%、聴覚・平衡機能障がいが8.9%、視覚障がいが6.1%、音声・言語・そしゃく機能障がいが1.2%の順となっています。



(2) 知的障がい者

本県における療育手帳交付者数は、令和4年度末現在で12,530人です。これを人口千人当たりの人数で見ると、12.0人となります。

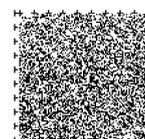
また、前回計画策定時点（平成29年度末11,479人）と比較して9.2%増となっています。



知的障がい者を程度別で見ると、令和4年度末現在で、重度の知的障がい者（A）が40.3%となっており、約4割を占めています。

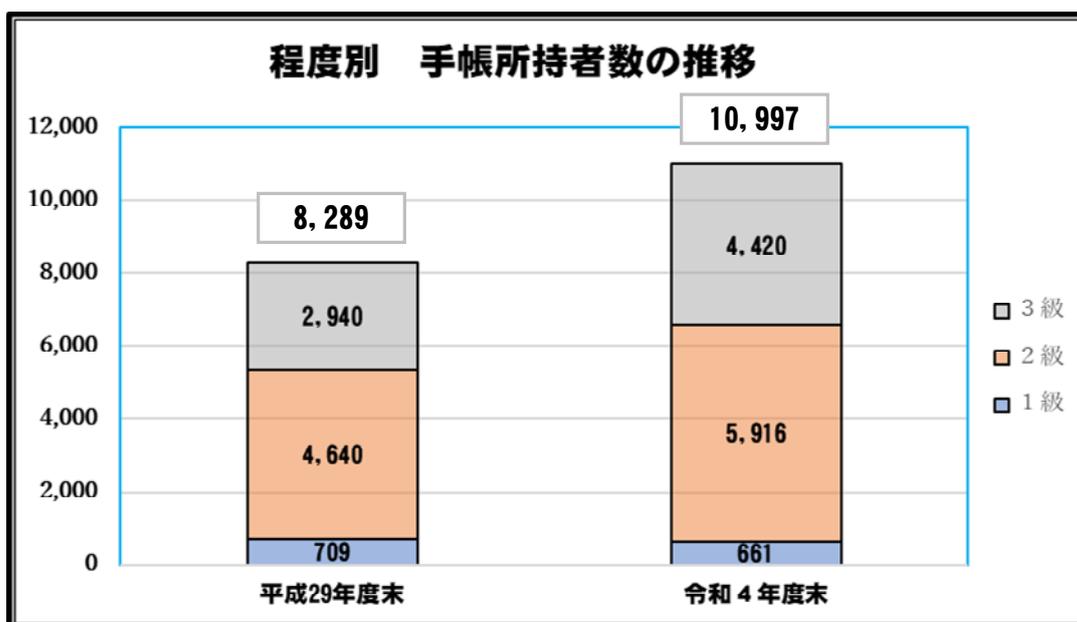
また、前回計画策定時点（平成29年度末41.7%）と比較して1.4%減となっていますが、人数で見ると258人増（4,791人→5,049人）となっています。

年齢別で見ると、令和4年度末現在で、18歳未満が19.5%、18歳以上65歳未満が65.9%、65歳以上が14.5%となっています。



(3) 精神障がい者

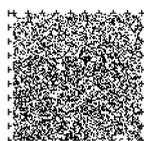
本県における精神障害者保健福祉手帳交付者数は、令和4年度末現在で10,997人です。これを人口千人当たりの人数で見ると、10.5人となります。また、前回計画策定時点（平成29年度末8,289人）と比較して32.7%増となっています。



精神障がい者を程度別で見ると、令和4年度末現在で、中度の精神障がい者（2級）が53.8%となっており、全体の半数以上を占めています。

また、前回計画策定時点（平成29年度末56.0%）と比較して2.2%減となっていますが、人数で見ると1,276人増（4,640人→5,916人）となっています。

年齢別で見ると、令和4年度末現在で、18歳未満が2.5%、18歳以上65歳未満が80.5%、65歳以上が17.0%となっています。



(4) 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児

本県における重症心身障がい児（者）数は明らかになっていませんが、各市町村で把握している在宅重症心身障がい児（者）数は、令和4年度末現在で587人、令和5年4月当初の医療型障害児入所施設（療養介護を含む）に入所している重症心身障がい児（者）数は、317名となっています。

また、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児が増加しています。

医療的ケア児数は、全国20,180人（令和3年度 厚生労働省調査）に対し、本県では192人（令和5年3月 県障がい福祉課調査）と推計されています。

(5) 難病患者

本県における特定医療費（指定難病）受給者証交付者数は、令和4年度末現在で9,069人です。これを人口千人当たりの人数で見ると、8.7人となります。

また、前回計画策定時点（平成29年度末8,309人）と比較して9.1%増となっています。

(6) 発達障がい者

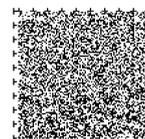
本県における発達障がい者数は明らかになっていませんが、文部科学省が令和4年に実施した全国調査では、調査した児童のうち、学習面又は行動面で著しい困難を示し特別な支援を要する児童は8.8%程度であるとされています。

なお、令和4年度の宮崎県発達障害者支援センターにおける支援実績は、発達支援が773人、就労支援が273人となっております。

(7) 高次脳機能障がい者

本県における高次脳機能障がい者数は明らかになっていませんが、厚生労働省の平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者実態調査）によれば、医師から高次脳機能障がいと診断された者の数は327千人と推定されています。

なお、令和4年度の支援拠点機関（宮崎県身体障害者相談センター及び宮崎大学医学部）における相談支援実績は、延べ279件となっております。



2 基本理念等

(1) 基本理念

本計画は、障害者基本法の理念である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」を基本理念とします。

(2) 基本目標

『障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり』

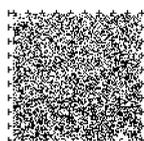
宮崎県では、令和5年6月に策定した「宮崎県総合計画2023」において、くらしの分野では、「安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会」を、目指す将来像としています。

「宮崎県総合計画2023」に基づくこの計画においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として、地域で県民自らが望む生活スタイルを実現できるなど、笑顔があふれ、安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会づくりの実現に向けて、障がい者施策の総合的な取組を推進します。

(3) 施策の基本方針

「ともに生きる社会」の実現のために、全ての障がいのある人が、基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項の適切な確保・支援を図ることを施策の基本方針とします。

- ① 必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、自己実現ができる機会の確保
- ② 地域での生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会においてともに生きるために社会に存在する社会的障壁（バリア）を除去し、どこで誰と生活するかについて選択できる機会の確保



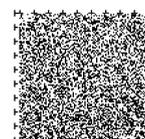
- ③ 手話を含めた言語などの意思疎通のための手段や情報の取得・利用のための手段について選択できる機会の確保
- ④ 障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供

(4) 施策推進に共通する横断的視点

① 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのあるなしによって分け隔てられることなく全ての人々が、同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会を実現するためには、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がいの有無にかかわらず安心して生活できるようにする必要があります。このため、公共施設等のバリアフリー化や障がいのある人の円滑な情報の取得・利用・発信のためのアクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス等の環境整備、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供など、社会のあらゆる場面で社会的障壁の除去に向けたアクセシビリティの向上を図ります。特に、新たな技術を用いたデジタル機器・サービスは、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴があり、社会的障壁の除去の観点から、デジタル機器・サービスに不慣れな障がいのある人の支援も含め、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進します。

また、障がいのある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与える障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や虐待防止などの障がいのある人の権利を擁護する取組について、国や市町村、関係団体を始め様々な主体との連携を図りつつ、社会のあらゆる場面で障がい者差別などの解消に向けた取組を積極的に推進します。



② 地域資源の有効活用・各分野の総合的かつ横断的な連携による支援

障がいのある人が、身近な地域で安心してともに生活するためには、限られた地域社会の資源を有効活用しつつ、多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の総合的かつ横断的な支援体制を整備する必要があります。

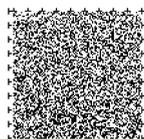
このため、障がいのある人の日常生活又は社会生活で直面する困難の解消に向けて、地域の医療機関や地域住民、NPO・ボランティア団体などの地域社会にある既存資源の各分野における総合的かつ横断的な連携を図り、市町村を中心とする支援体制の更なる整備を促進します。

また、障がいのある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も留意しつつ、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて各分野の総合的かつ横断的な支援体制の整備に努めます。

③ 社会生活の充実及び障がいの特性等に応じた多様な自立の支援

障がいのある人が、身近な地域で、又は地域へ移行して安全・安心で充実した生活を営むためには、障がいの特性や状態、生活実態等に応じた多様なニーズに適切に対応できる地域の支援体制の基盤整備が重要となります。

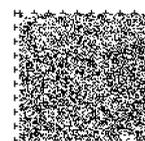
このため、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情、状態が変動する障がいは症状が多様化しがちであり、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意しつつ、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がいその他の重複障がい等について、障がいの特性等の社会全体の更なる理解促進に向けた啓発・広報活動を実施・強化していくとともに、地域でともに充実した生活ができるよう、地域の福祉・保健・介護・医療・労働・教育などの関係機関と連携し、障がいの特性等に応じた多様なニーズに対応可能な障害福祉サービス等の充実や支援体制の基盤整備を図ります。



④ 障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進

障がいのある女性は、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれる場合があること、また、障がいのあるこどもは、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえた、こどもと家庭に対する妊娠期からの切れ目ない継続支援を早期から行うことが必要であり、障がいのある成人とは異なる支援を行う必要性があること、さらに、障がいのある高齢者は、障がいに加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれる場合があることから、こうした点も施策推進の視点として取り入れます。

基本理念	「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」（障害者基本法）
基本目標	障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり
施策の基本方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、自己実現ができる機会の確保 ② 地域での生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会においてともに生きるためには、可能な限り、社会に存在する社会的障壁（バリア）を除去し、どこで誰と生活するかについて選択できる機会の確保 ③ 手話を含めた言語などの意思疎通のための手段や情報の取得・利用のための手段について選択できる機会の確保 ④ 障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供
施策推進に共通する横断的視点	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 ② 地域資源の有効活用・各分野の総合的かつ横断的な連携による支援 ③ 社会生活の充実及び障がいの特性等に応じた多様な自立の支援 ④ 障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
推進体制	<ol style="list-style-type: none"> ① 国・県・市町村・団体・事業者・県民等の役割分担 ② 障がい保健福祉圏域 ③ 県障害者施策推進協議会での進捗管理等
各種施策の推進	

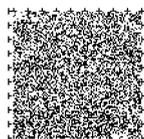


3 推進体制

(1) 国・県・市町村・団体・事業者・県民等の役割分担

障がいのある人が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会をつくるためには、各関係機関がそれぞれの役割と責務を認識し、相互に連携・協力しながら、総合的に取組を推進することが必要です。

- ① 国・県・市町村の行政機関においては、障がいのある人が「安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会」を実現するために、それぞれの役割に応じた公的サービスを提供し、緊密に連携を取ることが必要です。
- ② 障がい者団体やNPO・ボランティア団体等においては、障がいのある人が身近な地域でともに生活できるよう、障がいのある人への情報提供や日常生活又は社会生活におけるきめ細かな支援、また、社会参加の機会の確保を図ることが求められています。
- ③ 事業者においては、質の高い障害福祉サービス等の提供を民間の立場から実現するとともに、障がいのある人の就労機会の確保や多くの県民が利用する公共的施設におけるバリアフリーを始めとした合理的配慮など、社会的な責任を担うことが求められています。
- ④ 県民においては、人情味にあふれ、ぬくもりのある県民性の下、一人一人が思いやりの心を持って、障がいのある人への理解や認識、関心を深めることが求められています。
- ⑤ 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）を踏まえ、専門職による職能団体、企業、経済団体等の関係者も一体となり全員参加型で施策を推進していくことが求められます。

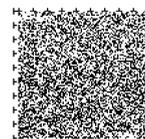


(2) 障がい保健福祉圏域

障がい者施策の推進に当たっては、各市町村の人口規模や地域の社会資源などに偏りがあるととも、障がいの種別によっても対応が異なることから、一つの市町村での対応が困難な場合においては、広域的に対応した方が効果的なものもあります。

このため、今回のこの計画においても、複数市町村を含む広域圏域を地域単位とし、その設定に当たっては、前計画及び宮崎県障がい福祉計画の圏域、二次医療圏や県の出先機関の担当区域などを総合的に考慮して、引き続き次の7圏域とします。

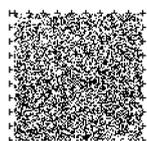
障がいのある人の誰もが、身近な地域でともに生活し、必要な支援が受けられるよう、また、各圏域ごとに個々の事業所及び施設がバランス良く配置されるよう支援体制の整備に努めます。

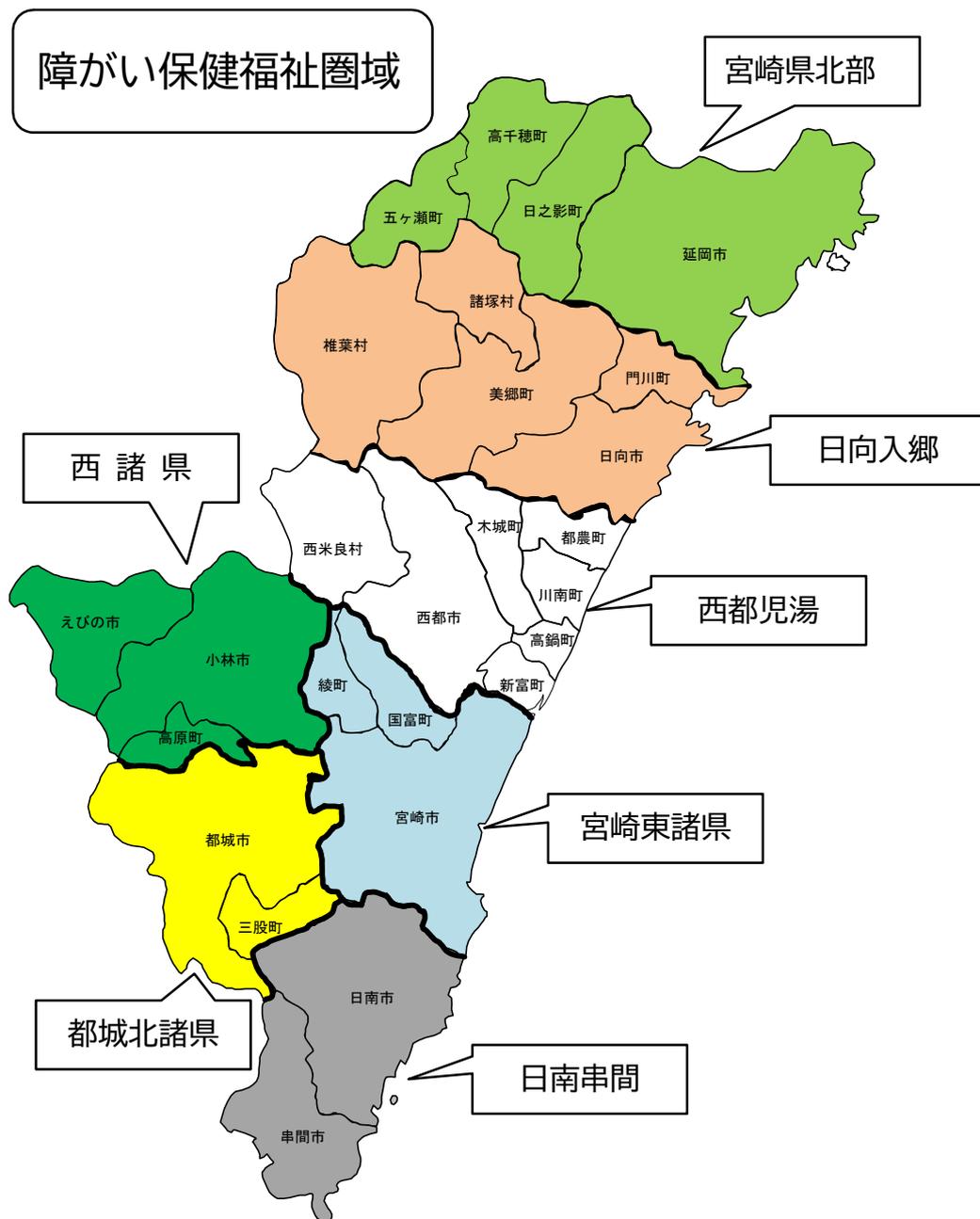


◎障がい保健福祉圏域

障がい保健福祉圏域	市 町 村	人 口 (人) (令和5年4月1日現在)
宮崎東諸県 1市2町	宮崎市、国富町、綾町	422,081
日南串間 2市	日南市、串間市	64,171
都城北諸県 1市1町	都城市、三股町	183,037
西 諸 県 2市1町	小林市、えびの市、高原町	66,782
西 都 児 湯 1市5町1村	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、 木城町、川南町、都農町	92,960
日 向 入 郷 1市2町2村	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、 美郷町	82,788
宮崎県北部 1市3町	延岡市、高千穂町、日之影町、 五ヶ瀬町	131,218
計（7圏域、26市町村「9市 14町 3村」）		1,043,037

※ 人口の計は、市町村の積み上げ人口であり、宮崎県の推計人口（1,043,672人）とは一致しない。

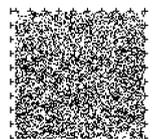




(3) 宮崎県障害者施策推進協議会での進捗管理等

関係行政機関の職員、学識経験者、障がい者並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業の従事者で構成された「宮崎県障害者施策推進協議会」に計画の進捗状況を報告し、施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議した上で、当協議会から提示された意見を踏まえ、計画の効果的な推進に努めます。

計画の進捗状況の確認に当たっては、計画の策定とともに設定する成果目標の数値を参考にすることにより定量的な視点からの把握に努めます。



4 施策の体系

この計画では、次の分野に施策を区分し、それぞれの施策ごとに現状と課題、施策の方向性を示しています。

第1節 啓発・広報

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 啓発・広報活動の推進

第2節 生活支援

- 1 地域における相談支援及び意思決定支援の充実
- 2 在宅サービス等の充実
- 3 スポーツ、文化芸術活動の振興
- 4 福祉用具の普及促進と利用支援等

第3節 教育・育成

- 1 障がい児支援・育成施策の充実
- 2 インクルーシブ教育システム（障がい者を包容する教育制度）の構築
- 3 教育指導の充実
- 4 教育環境の整備

第4節 保健・医療

- 1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進
- 2 医療サービスの充実
- 3 精神保健対策の推進
- 4 難病患者等への施策の推進
- 5 福祉・保健・介護・医療の連携

第5節 雇用・就業、経済的自立の支援

- 1 一般就労支援施策の充実
- 2 一般就労が困難な障がい者への就労支援
- 3 経済的自立の支援

第6節 情報・コミュニケーション

- 1 意思疎通支援の充実
- 2 情報取得・利用のしやすさの推進
- 3 情報提供の充実

第7節 生活・環境

- 1 人にやさしい福祉のまちづくり
- 2 宿泊施設等のアクセシビリティ向上
- 3 防災・防犯対策等の充実

第8節 福祉を支える人づくり

- 1 専門職種の養成・確保
- 2 NPO・ボランティア活動の推進

第9節 行政サービス等における配慮

- 1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- 2 選挙等における配慮等
- 3 司法手続等における配慮等

